



宜野湾市は、

# 市立幼稚園の認定こども園移行 を検討しております。

パブリックコメントを募集いたします【詳しくは裏面をご覧ください】

## ◆市立幼稚園・保育所の課題◆

保育者の慢性的な  
人員不足

要支援児童や医療的ケア  
児童の受け皿不足

土曜保育の延長

市立幼稚園  
市立保育所

市立幼稚園  
入園児数の減少

保育サービス拡充へのニーズ  
・3年保育の実施  
・給食の提供  
・延長保育や土曜保育  
・4月1日からの受け入れ

うなばら保育所老朽化

## 全ての市立幼稚園を認定こども園へ移行

市立幼稚園を認定こども園に移行することで、市立幼稚園がこれまで果たしてきた小学校入学前の教育的役割を守りながら、お子さまを預かる保育機能を充実することができ、お子さまにとっても保護者にとっても、安全・安心に利用できる施設環境の提供を目指します。

- ・子育て家庭の求める教育・保育施設へ移行（幼保連携型認定こども園）
- ・うなばら保育所を認定こども園へ統合（はごろも幼稚園と統合）
- ・一部民間活力の導入（民営化）により、保育サービスを拡充するための人員を確保
- ・教育・保育施設を利用していない子育て家庭への支援体制を強化

## ◆パブリックコメントのご案内◆



### パブリックコメントとは

宜野湾市では、  
「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」の  
策定に取り組んでいます。

この計画に関連して、市民の皆様から広くご意見を募集いたします。

例：「〇〇を充実してほしい」「〇〇を懸念しているが大丈夫か」

※「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」閲覧場所  
宜野湾市役所本庁（1F）：正面ロビー（国民健康保険課前）、こども政策課（階段前）  
宜野湾市 HP 内 URL：

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/fukushi/1/2/2/13820.html>



### Web で参加される場合

お手持ちのスマートフォンやパソコンで下記 URL をご覧ください。



所要時間：5分程度

受付期間：令和6年1月12日(金)から令和6年2月5日(月)

URL：<http://www.city.ginowan.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/206>



### 用紙をご要望の場合

宜野湾市役所こども政策課にてお配りしております。

受付期間：令和6年1月12日(金)から令和6年2月5日(月)

平日のみ 8:30~12:00、 13:00~17:15

【お問い合わせ先】 こども政策課

☎：098-893-4488



市立幼稚園が抱えている課題の解決やより良い教育・保育を提供するために

## 市立幼稚園の認定こども園移行 を検討しています。

### 「認定こども園」とは

**その1** 幼稚園と保育園の両方の機能・良さを併せ持った施設

**その2** 地域の子育て家庭の相談窓口など支援機能を持った施設

認定こども園は、幼稚園の幼児教育機能に加え、延長保育や土曜日・長期休業期間中の受け入れが可能となるなど保育機能が強化されるため、子育て家庭のニーズに十分対応することができます。保護者の就労の有無に関わらず利用が可能<sup>注</sup>ため、仮に保護者の就労状況が変わったとしても、同一施設に通うことができます。

注：保育部分をご利用になるためには、就労等の保育を必要とする事由が必要になります。

### 「認定こども園への移行に関するQ & A」もご覧ください



!

### お知らせ

市立幼稚園から認定こども園への移行に関する取組について、パブリックコメント及び大山小学校区保護者・地域説明会を行います。市ホームページや SNS 等でも発信いたしますのでご確認ください。



### ～ 認定こども園への移行に関するQ & A ～



Q1

市立幼稚園から認定こども園へ移行すると、何がかわるのですか？

これまでの幼稚園の機能・役割に加え、次の取組などを行う予定です。

- ・3歳児を受け入れます
- ・朝夕の開園時間を延長します（保育園のような開園時間となります）
- ・土曜日、春休み期間の預かり保育を行います
- ・地域の子育て家庭への相談窓口となる、子育て支援事業を行います。



Q2

全ての市立幼稚園を認定こども園へ移行するのですか？

全ての園で同じようにより良い教育・保育を提供するため、全ての市立幼稚園を認定こども園へ移行する予定です。



Q3

移行する認定こども園の運営は全て宜野湾市のままですか？

移行する認定こども園の運営については、公立を4園、公私連携（民営化）を5園とする予定です。社会福祉法人や学校法人による運営方法を「公私連携」と呼び、宜野湾市と法人が協力して教育・保育を提供します。



Q4

運営が宜野湾市から法人になった場合、先生は変わりますか？

運営が法人に変更となる園については、法人の職員として新たな先生が配置されることになります。宜野湾市としては、引継ぎ保育期間を十分に設けるなど、子どもたちへの影響を可能な限り少なくするための配慮を求めています。



Q5

給食の提供はありますか？

移行する認定こども園では、給食の提供を行います。提供方法（自園調理又は外部搬入）やメニューについては、園ごとに異なる可能性があります。



Q6

給食費や利用料金など、費用負担に関する変更はありますか？

教育・保育の無償化により3歳児から5歳児は、保育料の負担はありません。給食費や文具・教材費などの実費徴収額については、園ごとに変更となる可能性があります。過大な負担とならないよう配慮を求めています。

